

公益財団法人浜松国際交流協会が行うホームステイのコーディネートに関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、国際交流事業の一環として公益財団法人浜松国際交流協会（以下「協会」とする。）が実施するホームステイのコーディネートについて、必要な事項を定めるものとする。

(ホームステイの目的)

第2条 協会がコーディネートするホームステイは、安価な宿泊場所を提供するものではなく、受入家庭との交流を通して滞在者に日本の家庭生活や文化を体験する機会を提供すること及び滞在者と受入家庭が異なる文化や習慣についての理解を深め、違いや多様性を尊重する大切さに気付くことを目的とする。

(依頼者)

第3条 ホームステイを依頼できる者は、原則として地方公共団体、学校等の公共的機関とする。

(依頼方法)

第4条 申込団体は、ホームステイコーディネート依頼書（第一号様式）に必要事項を記載し、協会に提出するものとする。

第5条 申込団体は、ホームステイコーディネート依頼書を提出した時点で、本規程に同意したものとする。

第6条 申込団体は、ホームステイコーディネートの依頼が許可されたら、速やかに滞在者のホームステイ申込書（第二号様式）とホームステイに関する質問事項を協会に提出するものとする。

(受入家庭)

第7条 ホームステイを受入れることが出来る家庭（受入家庭）は、協会のボランティア会員もしくは、協会が公募した家庭とする。

(協会の役割)

第8条 協会は次の各号に掲げる業務を行うものとする

- (1) 協会は滞在希望者のホームステイ申込書とホームステイの質問事項の記載事項をもとに受入家庭を斡旋する。交通手段の確保や学校交流の手配等を行わない。
- (2) 協会はホームステイ期間中、受入家庭並びに滞在者の安全を確保し、ホームステイを円滑に実施する。

(3) 申込団体が必要とする場合は浜松市多文化共生センターを利用させる。

(費用)

第9条 申込団体は、事務手数料（通信費、印刷費、コーディネート費）として、紹介した1家庭あたり1,000円を協会に支払うものとする。

第10条 滞在者は、滞在費として1泊あたり1,000円を受入家庭に支払うものとする。

第11条 国内旅行にかかる交通費、入場料、国内長距離電話代、国際電話代、インターネット代、外食代は滞在者の負担とする。

(申込団体の責任)

第12条 申込団体は、滞在者に対し次の各号を理解させることとする。

(1) 受入家庭がボランティアであり交流を目的として参加していること。

(2) 滞在者は、滞在中に受入家庭と交流・親睦できる十分な時間を確保すること。

(3) 滞在者は、滞在中に受入家庭と積極的に交流し、日本の文化や習慣について理解を深めるだけでなく、受入家庭に自国の文化・習慣に触れる機会を提供するよう努めること。

第13条 申込団体は、次の各号に掲げる手続きを取るものとする。

(1) 日本国内でのスケジュール及び団体責任者の日本国内での連絡先を協会に提出すること。

(2) 滞在者に海外旅行保険もしくは国内旅行保険に加入させること。

(3) ホームステイや交流の様子が協会機関紙（HICE NEWS）やホームページに掲載される場合があることを了承すること。

(4) 滞在者の安全かつ円滑な滞在の実施を確保することに努め、必要に応じ受入家庭並びに協会に協力をすること。

(その他)

第14条 この規程に定めるもののほか、ホームステイのコーディネートに関し必要な事項は代表理事が別に定める。

附則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。